

「墨田区こども計画」(案)に対するパブリック・コメント等の実施結果について

1 パブリック・コメント等の実施概要及び結果

(1) 公表資料

墨田区こども計画(案)の本文

※子ども向けの簡易版を作成のうえ公開し、パブリック・コメントと同時に子どもの意見聴取を実施した。

(2) 意見募集期間

令和6年12月5日(木)から令和7年1月8日(水)まで

(3) 意見募集の周知及び公表方法

ア 実施の周知

- ・区のお知らせ 令和6年12月11日号
- ・区公式ウェブサイト 令和6年12月5日から令和7年1月8日まで
- ・区公式SNS(LINE・X(旧ツイッター)・フェイスブック)
- ・区立小・中学校(35校)におけるポスター掲示
- ・区内高等学校等(9校)におけるポスター掲示
- ・区内保育施設(128施設)におけるポスター掲示
- ・区内児童館(12館・分館を含む。)におけるポスター掲示
- ・区内施設(20施設)におけるポスター掲示 等

イ 公表資料の閲覧方法

- ・区公式ウェブサイト
- ・区民情報コーナー
- ・子ども・子育て支援部子育て支援課 窓口
- ・すみだ保健子育て総合センター内子育て支援総合センター 窓口
- ・教育委員会事務局地域教育支援課 窓口

(4) 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、電子申請(Logo フォーム)又は持参

(5) 意見提出先

子ども・子育て支援部子育て支援課

(6) 意見募集の結果

ア パブリック・コメント

意見者数: 25人、意見数: 59件

イ 子どもの意見聴取

意見者数: 3人、意見数: 14件

2 パブリック・コメント等の意見概要と区の考え方

(1) パブリック・コメント

	提出された意見の要旨	区の考え方
1	「東京都の生活困難度」の部分で公表している項目は多角的な視点から貧困を分析し、政策に反映するための項目としては不十分ではないでしょうか。 貧困は、経済的要因だけでなく、社会的要因や心理的要因に起因することも十分考えられますので、それらに着目する方が政策立案等に役立つと思います。	「東京都の生活困難度」は、東京都立大学子ども・若者貧困研究センターが、生活困難を抱えているこどもの状況について、「低所得」、「家計の逼迫」、「こどもの体験や所有物の欠如」の3つの軸を「生活困難度」の要素として定義したものです。 ご指摘のとおり貧困は経済的な要因だけでなく、社会的要因や心理的要因など様々な側面からとらえる必要があります。一例として、区ではこどもに気軽に学びながら人々との関係性を作る居場所として、「こどもの学習・生活支援事業」など、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(令和6年9月改定)に則り、対策を推進していきます。 今後も多角的な視点からの問題把握と解決策立案に向け、福祉、教育、子育てなど関連部署との連携を強化し、墨田区のこどもたちの健やかな成長のため、より効果的な施策の展開に努めていきます。
2	養育支援訪問事業で行っていた育児支援、家事支援は、令和6年度から子育て世帯訪問支援事業へ移りました。 事業に空白ができないよう、また、ヤングケアラーのいる家庭も対象とするよう、子育て世帯訪問支援事業の早期の取組開始を望みます。	令和6年4月、墨田区養育支援訪問事業実施要綱を一部改正し、児童福祉法第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業を追加し、育児・家事支援を実施しています。また、ヤングケアラー支援のため、対象年齢を18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡充しました。
3	保育所の質の改善を検討してほしいです。こどもを預けている時間が、こどもの為になっていると思える保育所にしてほしいです。 園の設備や取組が可視化される仕組み	本計画の基本方針においても、「乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上」を位置付けており、保育環境の整備も含め、保育の質の向上に取り組んでいきます。

	があるとよいと思います。 公立の認定こども園を増やしてほしいです。	また、公立保育園では、認定こども園の機能同様に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を進めていきます。
4	夏は気温が高く、外で遊ばせてあげられません。こどもたちが夏でも思いっきり身体を動かせる場所を増やしてほしいです。	児童館（12か所・分館を含む。）の体育室や乳幼児室、図書室などは、無料で利用することができます。基本的には、年末年始と月1回の館内整理日を除いて、毎日開館しています。ぜひお気軽にお近くの児童館をご活用ください。
5	本計画では、ほとんどの統計資料が乳児から小学生に限定されており、「こども」「若者」という分類の中で、この中間にいる中高生の存在が軽んじられているのではないのでしょうか。 「こどもが安心して過ごせる居場所づくり」でも、ほとんどは小学生以下のこどもたちを中心とした居場所であって、中高生に相応な居場所が見受けられません。	本計画は、令和5年度に実施した墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査の結果を踏まえ策定しています。当該ニーズ調査では、小学生のほか、中学生、高校生及び乳幼児の保護者を対象に調査を行っています。本計画では、調査結果の一部を抜粋して掲載しています。 中高生の居場所としては、児童館や図書館等があります。児童館は、0歳から中高生世代までを対象としており、令和5年度には、延べ約43,000人（区内11か所）の中高生世代が利用しています。また、図書館・図書室では、自習机や中学生・高校生向けのティーンズコーナー、グループ学習室（ひきふね図書館のみ）があります。 今後も引き続き中高生への施策も含め、こどもまんなかすみだの実現に向け、切れ目ない子育て支援を進めていきます。
6	こどもに様々な体験を与えることが難しい中、所得にかかわらず無料で参加できる「ハロカルホリデーすみだ」「夏休みすみだ環境プログラム」等の企画がありました。経済的支援も嬉しいですが、こどもにとって得難い体験ができるイベントがとてもありがたいです。時期やジャンルを問わず実施いただけると嬉しいで	墨田区こども条例第14条「こどもの体験の機会の確保」や、本計画第Ⅱ部の基本方針3、取組の方向性（2）「こどもの豊かな育ちを育む場・機会の充実」に記載のとおり、区では、こどもの体験機会の確保は重要と考えています。 具体的には、令和7年度の新規事業として、こどもの体験活動支援事業を実施

	す。	します。また、「夏休みすみだ環境プログラム」についても実施するほか、こども向けの環境学習イベントを通年で実施します。 今後もこどもの体験機会の確保に向けた取組を進めていきます。
7	小学校の行事の写真はオンライン販売があり、また、家庭でもスマホで撮影するので、卒業アルバムを見直してほしいです。	区では卒業アルバムの購入費用の一部を補助していますが、卒業アルバムの内容や形態等は各校の卒業記念アルバム作成委員会が決定しています。 また、卒業アルバムの購入については任意となっています。
8	小学校で卒業を祝う会を実施していますが、卒対委員をやりたい人がいない年もありました。卒業式のみでよいのではないのでしょうか。	「卒業を祝う会」は学校行事であり、実施については、児童・生徒、保護者、地域の実態等を鑑み、学校が総合的に判断しています。
9	「交流教育・障害児理解教育の実施」事業に関して、こどもの頃から障がいをもつ個性と捉え、慣れ親しむことが重要だと思います。 学校教育の一環での交流はもちろん、休日のイベントでの交流機会があると良いと思います。	墨田区では共生社会の実現をめざし、学校教育においても障害のある児童・生徒を特別な存在としてではなく、個人として尊重したうえで交流及び共同学習に取り組んでいます。 また、毎年12月には障害福祉の理解啓発イベント「すみだスマイルフェスティバル」を実施しています。
10	学校の先生や学童クラブの職員に対し、発達障害児への配慮について理解を深め、人により対応の差が出ないようにしてほしい。 クラスメイトや他のこどもたちにも、「発達障害について学ぶ授業の実施」や「学校全体での啓発週間」などでグレーゾーンのこどもに対する接し方を理解してもらい、手助けしてもらえるようになるとありがたいです。	学校では、障害の有無にかかわらず、共に学び、体験し、相互理解を深めるインクルーシブ教育システムを構築し、通常の学級や特別支援教室で、発達障害等のある児童・生徒への適切な指導を行うとともに、交流及び共同学習や副籍制度による交流活動を推進することで、特別支援教育についての理解を一層深めていきます。 学童クラブでは、心理相談員やアドバイザーが巡回し、障害のある児童等との接し方や育成方法について助言することで、児童が安心して過ごすことができる居場所づくりに努めています。

		また、定期的に専門の講師を招待し、障害を持つ児童との関わり方等についての研修会を開催し、学童クラブの質の向上を図っています。
11	共同親権に関する相談窓口を墨田区として、適切な費用を負担し、設置すべきと考えます。	令和8年5月までに、共同親権等について定めた改正民法が施行されることとなっています。 国の動向に注視し、今後の事業検討を行う際、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
12	発達障害に関する専門機関を設置し、精神科医などを定期的に常駐させ、相談窓口や、児相、教育機関などとの連携を図れるようにすべきと考えます。	乳幼児健康診査等において言語や心身の発達の遅れなどがある、経過観察が必要と判断されたこどもとその親や、こどもの発育・発達に不安を感じている親を対象に、専門医等による相談支援体制を充実させます。 また、支援施設や、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の分野による連携を推進し、障害のあるこどもや発達に不安があるこどもが早期に適切な療育指導を受けることができるよう支援します。
13	未就園児の発達相談をもっと気軽にできる場所がほしい。	児童発達支援センター（みつばち園）では発達相談を受けています。 また、子育て支援総合センターや両国・文花子育てひろばでは、主に保育士が子育てに関する悩みや相談を受けており、お子さんの発達に関する相談についても可能な範囲で回答しています。今後は福祉職、心理職等の専門職といった多職種から相談内容に沿った回答ができるよう体制を強化していきます。 また、健康推進課では、未就学児の発達相談として、心理相談員による心理相談と小児科医による経過観察健診を予約制で開催しています。電話で保健師に育児相談することもできますので、お気軽にご相談ください。

14	発達障害等配慮が必要なこどもについて、各教育施設の中だけの配慮ではなく、施設間、自宅⇔施設の移動時の手助けや補助もご検討いただけると非常に嬉しいです。こどもの命に関わることでありますので、登校（登室、下校）班や見守り人員配置等の対策、補助もご検討いただければと思います。	「各種障害者手帳は取得していないが、特別支援学校・特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室に通学している児童」は、「原則として特別支援学校・特別支援学級・学童クラブ・放課後等デイサービス事業所」といった施設へ移動する際、障害児移動支援事業を利用できます。 また、登下校における見守り人員の配置については、人員確保が困難な状況にあります。こどもの交通事故発生は、登下校時間帯よりも帰宅後の時間帯の方が多い傾向にあることから、登下校時の「見守り」ではなく、生活全般における自身の「身守り」教育を充実させていきます。
15	発達障害の疑いの段階、グレーゾーンのこどもに対する支援（配慮）も充実させていただきたいです。 自分のこどもは、ADHD、自閉症の疑いがあり、将来社会に出ていくことに不安があります。 そういったこどもでも安心して参加できるよう、周りの方にもご理解いただけるオープンなコミュニティがあるとありがたいです。	障害のあるこどもも、ないこどもも共に成長していくことができるよう、いただいたご意見をしっかり受け止め、地域全体で環境を整えていきます。
16	知的障害などのこどもが放課後に通える施設がほしいです。その施設に、ヘルパーさんや訪問看護などの機能が備わり、相談が気軽にできたらいいと思います。	児童福祉法に基づく児童発達支援（未就学児対象）・放課後等デイサービス（就学児対象）の施設を区内に設置しています。 また、みつばち園では、相談支援事業を併設しているほか、今後、所在地移転に合わせ、幅広い高度な専門性に基づく発達支援や、家族支援の機能を強化していきます。
17	墨田区として障害児保育に対する最低ガイドラインを定めていただきたいと思います。	お子さまの状況が異なるため、一律に定めず、各園で個別に相談を受けています。

18	不登校への取り組みについての事業「教育支援センター事業」「いじめ・不登校防止対策事業」は、学校復帰や不登校の防止の対策であり、不登校であるこどものことを尊重できていないと考えます。法令の観点からも、フリースクールや民間企業との連携をこども計画に入れる必要があるのではないかと考えます。 学校に行っていなかったとしても、学び、遊び、休息、社会的関わりの機会が保たれることを保証する施策が必要だと考えます。 (他同様の意見2件)	不登校の対策としては、新たな不登校を生まない「未然防止」、休み始めが見られた児童・生徒への「早期支援」、長期間欠席している児童・生徒を対象とした「長期化への対応」の3つの段階で支援策を講じています。 また、すでに不登校となっている児童・生徒についてはその状況が一人ひとり異なるため、学校だけでなく、民間のフリースクールを含めた関係機関との連携が大変重要であると考えます。 引き続き、様々な支援策を講じながら、不登校児童・生徒の学びや社会的な関わりの機会、安心して過ごせる機会を保てるよう支援していきます。
19	虐待について、どのように気づき、対応し、こどものケアをするのか、こどもの不安や訴えに誰が対応するのか、分かりませんでした。	児童虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合、全ての国民に通告する義務が定められています。保護者の虐待が疑われる場合は、子育て支援総合センター又は江東児童相談所へ通告していただくこととなります。 こどもを取り巻く関係機関と連携し、こどもの安全確保を図り、状況に応じて家庭環境の改善や相談・支援を行っています。
20	保護者が体調不良や障害、精神疾患による物理的・心理的な障壁があることで、適切な子育て支援事業の利用に至らない人がいます。 また、自身が望む支援と支援者が考える支援内容とのギャップで問題が起こることがあります。支援を望む保護者に適切な支援を行えるよう、声なき声を拾い、保護者と関係機関の双方と調整する組織や仕組みがあると望ましいと考えています。	障害、精神疾患等を抱える保護者の方に対しては、関係機関と連携し各種子育て支援サービス及び障害者総合支援法に基づく育児支援等の給付サービスのご案内や利用相談を行っています。 区では、こどもや子育て世帯の意見聴取の仕組みづくりを行っています。利用者にとって望む支援が届くよう、関係機関とも連携して進めていきます。
21	こどもを中心に、子育て家庭、地域社会とつながっていくのはとても良いこと	本計画第Ⅱ部基本方針5に記載のとおり、地域全体でこどもの育ちを支えてい

	ですが、子育てに関わらない人も関心を持ってくれるかが課題です。	けるよう、学校や地域団体との連携強化を図るとともに、地域の人材育成や、こどもが安全安心に過ごすことができる仕組みづくりなどを進めていきます。
22	インクルーシブな公園を増やしてほしいです。	公園の再整備や遊具の改修の際に、こどもを中心とした地域の方の意見を聴いた上で、インクルーシブな機能がある遊具の設置を検討していきます。
23	道端に面した囲いのない喫煙スペースを禁止し、受動喫煙を無くす対策をしていただきたいです。	区では、喫煙者と非喫煙者の双方が快適に過ごせるまちをめざしています。今年度は、東武橋のそばにある喫煙所のパーテーションを高くするとともに枚数を増やし、歩道へ煙が流れにくくする分煙対策を講じました。今後も受動喫煙の減少に向け、対策を推進していきます。
24	小さなお子さんのいる家庭ではお子さんを自転車に乗せて、一緒に移動する場合がありますが、駐輪するのに苦労する場合がありますので、実態の把握と対応をお願いします。	区管理の特定自転車駐車場では、大型こども乗せ自転車の利用に対応するため、平置式の駐車スペースを順次拡大しています。 また、一定の面積規模を超えた小売店舗や飲食店等の施設を設置する場合には、区条例に基づき自転車駐車場の設置を義務付けており、平置式の駐車スペースは、大型こども乗せ自転車にも対応できるよう幅60cm×長180cmを標準として、設置を指導しています。
25	こどもにかかわる施設で実施しているイベントを、区のホームページでまとめてほしいです。他区のホームページでは、一覧を見て予約ができます。 各施設のホームページにいかないとイベント情報を得られないため、非常に時間と労力がかかります。 (他同様の意見1件)	こどもに関わるイベント情報も含め、子育て支援に関わる情報が必要とする方に届くよう、区報やSNS、ウェブサイトなど様々な媒体を活用し、分かりやすい情報発信に努めていきます。 また、子育て家庭の負担軽減とサービスの利便性向上を図るため、子育て支援施策におけるDXを進めていきます。
26	人口の将来推計で、18歳以上になると区外から墨田区に転入してくる若者世代が増えてくることが示されています。	こどもまんなかすみだの取組の一環として、若者を対象にした施策等についても今後取り組んでいきます。

	社会の活力源となる世代に対する施策も重要であると考えられます。	
27	「墨田区若者実態調査」で「墨田区が取り組む青少年や若者の施策にどんなことを望みますか。」の問いに対して、自由回答で「若者が放課後に、やりたいことに熱中できる場所」「若者が勉強しやすい環境」「友人と集まったり、勉強したり、1人でも複数人でも長居しやすい、カフェのような場所」といった声がありますが、これについては、どのような施策を考えているのでしょうか。	若者を対象にした支援として、将来的に既存施設の機能を拡張させるなど居場所づくりの可能性等を検討していきます。
28	Ⅲ-6 ページなどにある「インターネット依存（者）」について表現を削除すべきです。	区では、毎年度策定する「墨田区青少年対策基本方針」をもとに、地域の関係者や関係機関とともに青少年対策に取り組んでいます。 その方針の中で「モバイルゲームやスマートフォン等の過度な利用等について話し合い、生活習慣が乱れないように規則正しい生活を家庭内で心がけよう」という目標を立てており、青少年対策を包含する本計画も、この趣旨に則ったものであるので、原案どおりとします。
29	闇バイトという言葉が出てくるが、5年後に振り返ってみたときに適切な言葉なののでしょうか。	現在は社会一般に広く浸透している言葉であり、本計画においては「いわゆる「闇バイト」」と文言修正した上で用いることとします。 なお、計画の進行管理において、社会状況に応じた見直し等を図っていきます。
30	担当課に「すみだ食育 good ネット」とありますが、区の組織なののでしょうか。	すみだ食育 good ネットは、区の組織ではなく、民間団体になりますが、区とともに、墨田区食育推進計画書に基づき、協働で「すみだの食育」を推進している団体です。民間団体であるため、本計画の担当課からは削除します。
31	妊婦健診の補助券の回数を増やしてほしい。	都内では14回分の妊婦健診受診票を交付して受診費用の一部助成を行ってい

		ます。また、本区独自に多胎妊婦の妊婦健診受診費用を最大19回まで助成しています。 今後は令和8年度を目途に国が検討している、出産費用の保険適用への動きがある中で、都の動向も踏まえて対応していきます。
32	子育てひろばのさらなる設備充実を図り、小さいお子さん連れの方々が、より近くに居場所を持てるようにしていただきたいと思います。	子育てひろばは、地域子育て支援拠点として関係機関との連携を図りながら事業を推進しています。今後も児童館における地域子育て支援拠点としてのひろば機能の拡充を図るとともに、社会福祉法人等が自主的に整備する事業を支援するなど、子育てひろば事業を官民連携で推進していきます。
33	シッターサービスの助成金ができたら嬉しいです。 仕事の時は保育園に預けられますが、親のリフレッシュ目的でのシッター利用ができるようにしてほしいです。 (他同様の意見1件)	保護者の子育ての負担軽減を図るため、令和7年7月(予定)から、東京都の制度を活用したベビーシッター利用料の一部を補助する事業を実施します。
34	地域によっては、ワンルームマンションの乱立により、地域コミュニティの崩壊が近い将来現実になると危惧しています。子育て世代が入居するようなマンションの建設を行政としてリードしていくようなかたちになればよいと考えます。 (他同様の意見1件)	すみだ良質な集合住宅認定制度(子育て型)において、都が進めている「東京こどもすくすく住宅認定制度」との連携を図り、子育て世帯の入居に繋がる、より広い住戸面積を設けてもらえるように誘導を図っていきます。
35	子育て家庭が住宅を確保しやすくなる施策を行っていますが、さらなる施策の推進を望みます。	現在実施している住宅取得利子補助制度の事業効果を検証し、さらなる施策の推進に努めます。
36	徒歩圏内に通える保育園が非常に少ないので、解消されると嬉しく思います。	人口動態や地域のニーズ等を踏まえ、必要に応じて私立保育所等の整備について検討していきます。
37	一時預かりのハードルが高く、一括して空きを調べたり、案内していただけるような窓口があると良いと思いました。	一時預かりを実施している保育園以外に両国・文花子育てひろばや本所・八広地域プラザでも一時預かり事業を行っており、ウェブサイトで空き状況を確認で

		きる施設もあります。子育てひろばについては予約のオンライン化を進めていきます。
38	区の境に住んでいるので隣の区の保育園が一番近いのに、区内の保育園しか申し込みできない制度を変えてほしい。	墨田区民の方の他区への保育施設利用申込みについては、申込みを希望する保育施設が位置する自治体の規定による対応となります。一部の自治体では、近隣区にお住まいの方への申込み受付が可能な場合がありますので、該当する自治体へお問い合わせいただくようお願いします。
39	保育士の確保事業について、家賃補助だけでは不十分です。 保育士の労働環境の改善は保育の質の向上に直結するので、より踏み込んだ施策をお願いします。	区内の保育所等における保育人材の確保は、喫緊の課題と認識しています。 現状や今後の取組も踏まえて、職員体制の充実等により、保育人材の確保に取り組んでいきます。
40	保育料が他区に比べて高めなので、改善されると嬉しく思います。	保育料の設定は、各自治体による所得区分に基づいています。 保育料は、保育園を利用している世帯と保育園を利用していない世帯との間における応益負担の観点を踏まえながら、公的負担の公平性を保ちながら定めており、内閣府が示している国基準の保育料より低く設定していますので、ご理解のほどお願いします。
41	病児保育のハードルが高い（施設までの距離、準備の煩雑さ、定員の少なさ）ことに困っているので、解消されると嬉しく思います。	区では、区北部地域への病児保育施設の新設を検討しています。また、スマホ等で利用予約ができる予約システムの導入を進めていきます。今後も利用者の利便性の向上を図っていきます。
42	児童館でオムツを捨てられるようにしてほしいです。	現在は、一部の児童館でのみ実施しています。未実施の館については、運営事業者と協議しながら、対応について検討していきます。
43	学童の待機児童をなくしてほしいです。	学童クラブの新規開設を進めつつ、定員や指数などを見直し、空き定員を活用することで、待機児童の解消を図っていきます。

44	放課後子ども教室を、学校の敷地内で6年生まで利用できる仕組みにしたいです。	運営を担う保護者や地域の方々に働きかけを行うとともに、適宜運営に関する助言を行っています。引き続き、放課後子ども教室の質・量の充実を図れるよう取り組んでいきます。
45	子ども会に負担を感じる方が多く、活動規模も縮小しています。特に朝の見守り活動を子ども会で行うのは難しいです。子ども会のあり方を見直してほしいです。	子ども会は公の支配に属さない社会教育関係団体であるため、区や教育委員会は、子ども会の活動に干渉を加えることができませんが、機会を捉え、連合組織を通じ、適正な運営を促していきます。
46	「こども110番」事業は現在も機能しているのでしょうか？	令和元年にプレートのデザインを一新し、現在も機能しています。 なお、令和5年度末時点のすみだこどもの110番揭示協力家庭・店舗件数は1,849件です。
47	まなびの教室に通う児童が増えているので、支援員をもっと配置してほしいです。	まなびの教室では、東京都教育委員会が定める基準に従い、児童・生徒の人数に応じた教員数を配置し、学習の仕方等を身に付けるための指導を行っています。一方で、児童・生徒が在籍する通常の学級では、各学級の状況に応じて、支援員が必要な支援を行っています。支援員の配置にあたっては、まなびの教室に通う児童・生徒の人数等を踏まえた人員の配置に努めていきます。
48	P T Aは任意加入である旨を周知すべきです。その上で時勢に合った運営方法の情報を発信、共有し、P T Aの改善を推し進めるべきです。	P T Aは公の支配に属さない社会教育関係団体であるため、区や教育委員会は、P T Aの活動に干渉を加えることができませんが、機会を捉え、連合P T Aを通じ、適正な運営を促していきます。
49	子どもの学習・生活支援事業の常設化を望みます。 また、より低学年のお子さんや国外にルーツを持つお子さんへの学習支援実施も実現いただきたいと思います。	生活困窮世帯の中学生高校生を対象にした学習会については、通年で行っており、国外にルーツを持つこどもについても受入れを行っています。
50	町内会活動が不活発な地域があると思います。徴収されている町内会費を、も	地域にとって次世代を担う大切な存在であるこどもたちのためにも、町会・自治会の活動が活発になるよう、引き続き

	っとこどものために活用していただきたいと思います。	町会・自治会活動への支援を継続していきます。
51	「墨田区こども条例」では地域社会や地域の活動に「参画」する権利を謳っていますが、計画の中では「参画」という言葉はほとんど使われず「参加」という言葉が使われています。 今の「こども計画」だと「こども条例」で規定されている「意見を表明し、参画する権利」とは、乖離があるように感じます。 (他同様の意見 1 件)	本計画において、墨田区こども条例に規定されている「意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保されていること」を基本理念の一つとしており、「参画する権利」は重要と認識しています。 本計画における「参加」と「参画」の表記については、見直しを行い、適切な表記に修正します。
52	墨田区を訪れたこどもや子育て家庭が将来住んでも良いと思えるような、安全で安心なまちづくりを実現していただきたいです。	少子高齢化が進む中、様々な世代が関わり合い、活気あふれるまちにしていくためにも、こどもや子育て世代が「住みたい」と思えるまちにしていくことは重要であると考えています。 引き続き、子育て環境やこどもが安心して学び、遊べる環境を充実させ、子育てしやすいまちにしていくとともに、災害対策の強化や地域防犯力を高め、安全安心なまちづくりを進めます。
53	個人的には、計画は必要とは思いません。	本計画は、こども基本法に基づく自治体こども計画として、また、墨田区こども条例に基づく計画として策定するものです。 区では、本計画に基づき、「こどもまんなかすみだ」をより一層推進するとともに、墨田区こども条例を推進していきます。

(2) 子どもの意見聴取

	提出された意見の要旨	区の考え方
1	公園をきれいにしてほしい。	公園清掃やポイ捨て禁止看板の設置など、きれいな公園をめざして、引き続き取り組みます。
2	こどもだけの公園があったらいい。	公園はこどもはもちろん、誰もが快適に過ごすことのできるみんなの憩いの場なので、こどもから大人まで、みんなが楽しめる公園づくりを行っていきたいと考えています。
3	公園のトイレをきれいにしてほしい。 (他同様の意見1件)	毎日の清掃に加え、古くなった公園トイレのリニューアルを順次進めます。
4	大きい遊具がもっとほしい。	公園のリニューアルや遊具を新しくする際に、こどもたちや地域の方の意見を聴いた上で、大きい遊具を含め様々な施設の設置を検討していきます。
5	タバコは室内(喫煙所)で吸ってほしい。	タバコを吸う方々にマナーを守ってもらえるよう、引き続き対策していきます。具体的には、街中にポスターを貼付して、路上喫煙禁止の案内をします。 また、喫煙所に路面シート(矢印や足跡マークなど)を表示するなどして、喫煙所の中に入ってタバコを吸うように誘導できる方法を考え、進めていきます。
6	ポイ捨てをなくしてほしい。	墨田区全体で、歩きタバコと吸い殻のポイ捨てを禁止しています。ポイ捨て被害が目立つ場所にはポスターを貼付してポイ捨てしないように注意を呼び掛けています。 また、年に2回、区内の主要駅と区役所の周辺でクリーンアップキャンペーンというゴミ拾いの清掃活動を開催しています。区内企業の皆様にも参加いただき、この活動を通して街を美化することへの意識向上をめざしています。
7	犬のフンが落ちているのでなくしてほしい。	犬の飼い主に対して、犬がフンをしたら片付けるよう呼びかけていきます。

8	イベント(お祭りとか)を増やしてほしい。	こどもの皆さんに楽しんでもらえるよう、こどもまつりなどのイベントを充実させていきます。
9	歩道を広くしてほしい。	区で管理する道路は、狭い歩道、段差や起伏のある歩道等が多くあるため、計画的に歩道拡幅や段差解消などのバリアフリー整備を進めています。
10	道路に花壇がほしい。	花壇ではありませんが、歩道には花の咲く木などを植えています。
11	歩行者天国を作ってほしい。	歩行者天国を作るには、区役所だけでなく、地域に住む人や、商店街や会社で働く人など、多くの人たちと話し合い、合意をしていくことが必要です。なぜなら歩行者天国は、例えば、歩行者は自動車を気にしないで散歩したり、遊んだりできるといった面がありますが、一方で自動車を運転する人は遠回りをしなくてはいけないといった面もあるからです。
12	図書館が少ないので、たくさんつくってください。	図書館をつくるには、つくる場所を探したり、つくる費用などたくさんのお金がかかることから、今はつくる予定はありません。 そのかわり、図書を読める場所として、図書館・コミュニティ会館図書室のほか、学校図書館や児童館図書室などの施設に図書館から図書を貸して、たくさんの本を読めるようにしています。また、タブレットで読める電子書籍もそろえているので、ぜひ、利用してください。
13	学校にお湯が出るようにしてください。よく手を洗ってインフルエンザや学級閉鎖をなくしたいです。	インフルエンザ等の感染症まん延を防ぐ方法として、手洗いは有効な方法です。手を洗う時は、流水でよく洗い、良く乾かすことがとても重要です。 水の手洗いで、十分感染症の予防効果がありますので、手洗い用の給湯設備を設置する予定はありません。